

- の地点から 274 度 46 分 20.7 メートルの地点
 - の地点から 285 度 41 分 26.4 メートルの地点
 - の地点から 294 度 49 分 104.0 メートルの地点
 - の地点から 277 度 18 分 23.7 メートルの地点
- (4 工区)
- 次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線と の地点より の地点を結んだ線により囲まれた区域
- の地点 八代港防波堤灯台 (北緯 32 度 36 分 53 秒、東経 130 度 32 分 58 秒) から 77 度 24 分、8,757.6 メートルの地点
 - の地点から 332 度 25 分 37.6 メートルの地点
 - の地点から 67 度 49 分 13.1 メートルの地点
 - の地点から 64 度 43 分 9.5 メートルの地点
 - の地点から 57 度 27 分 24.1 メートルの地点
 - の地点から 53 度 14 分 15.0 メートルの地点
 - の地点から 45 度 12 分 16.0 メートルの地点
 - の地点から 21 度 12 分 17.9 メートルの地点
 - の地点から 40 度 25 分 20.5 メートルの地点
 - 地点から 102 度 10 分 2.7 メートルの地点
 - の地点から 59 度 58 分 5.2 メートルの地点
 - の地点から 28 度 01 分 44.1 メートルの地点
 - の地点から 103 度 10 分 6.2 メートルの地点
 - の地点から 38 度 54 分 38.3 メートルの地点
 - の地点から 135 度 59 分 42.0 メートルの地点
 - の地点から 217 度 42 分 123.4 メートルの地点
 - の地点から 228 度 03 分 28.8 メートルの地点
 - の地点から 237 度 00 分 32.9 メートルの地点

(3) 面積

- (1 工区及び 2 工区) 15,195.44 平方メートル
- (3 工区) 11,184.09 平方メートル
- (4 工区) 8,827.54 平方メートル
- (合計) 35,207.07 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成 14 年 5 月 31 日

6 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部河川課、宇城地域振興局土木部維持管理課及び不知火町役場建設課

熊本県告示第 555 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
指定通所介護サービス事業所 温心館 宇土市栗崎町 736 番地-1	特定非営利活動法人 温心会	平成 14 年 7 月 1 日

熊本県告示第 556 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条第 1 項に規定する同意を求めするため、漁船損害等補償法施行令 (昭和 27 年政令第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 加入区の名 称

昭和加入区

2 発起人の住所及び氏名

- 八代市昭和同仁町 939 番地の 2 地先 橋 本 秀 一
- 八代市昭和同仁町 915 番地の 1 松 永 明
- 八代市昭和同仁町 938 番地の 2 地先 大 江 田 義 一
- 八代市昭和同仁町 944 番地の 2 地先 松 本 義 高

3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合

昭和漁業協同組合

- 4 縦覧期間
平成 14 年 7 月 12 日から平成 14 年 7 月 26 日まで
- 5 縦覧場所
昭和漁業協同組合

熊本県告示第 557 号
漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
鏡町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市鏡町大字宝出 296 番地 宮 本 勝
八代市鏡町大字北新地 594 番地 森 本 友 喜
八代市鏡町大字宝出 1045 番地 36 石 沢 元 誠
八代市鏡町大字鏡町 813 番地 宮 崎
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
鏡町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 14 年 7 月 12 日から平成 14 年 7 月 26 日まで
- 5 縦覧場所
鏡町漁業協同組合

熊本県告示第 558 号
熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として、平成 14 年 7 月 4 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指定理由
有害指定 映画	黒い下着の女（にっかつ） 人妻催眠 濡れつばみ（オーピー映画） 裏窓 妻と愛人の痴態（新東宝映画） 川奈まり子 牝猫義母（新日本映像） 熟女温泉女将 うまのり（新日本映像） 未亡人旅館 3 女将の濡れたしげみ（新東宝映画） 三十路女の濡れ床屋（新日本映像） 昇天寺 後家しゃぶり（新日本映像） 美咲レイラ 巨乳 F U C K（オーピー映画） 人妻痴女 変態男漁り（新日本映像） うす濡れパンティー（オーピー映画） 団地妻 変態体位（新東宝映画）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第 566 号
鹿本郡鹿北町鹿北土地改良区理事長西牟田長から平成 14 年 4 月 17 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 7 月 3 日付けで認可した。
平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 567 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
衛生総合情報システム開発に関する検討業務
- (2) 委託業務の内容
仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 14 年 8 月 1 日(木)から平成 14 年 11 月 29 日(金)まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、本システム開発に関する検討業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号(業務委託契約等に係る入札参加資格審査要綱)第 2 条の規定により、同要綱の別表のうち、「25 情報処理業務 01 情報システムに関する企画、設計」において、入札参加資格を有すると認められた者。
なお、同要綱附則第 2 項第 6 号のうち、「情報システムに関する企画及び設計に係る入札参加資格を有すると認められた者」に該当する者は、本入札における入札参加資格者とみなす。
- (2) 熊本県内に、本社、支社又は営業所を有する者。
- (3) 平成 9 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの過去 5 年間に、仕様書と同等以上のシステム検討業務を行った実績を有する者で、その実績を証明する書類(契約書写し及び仕様書又は委託機関の履行証明書(様式不問))を提出し、熊本県健康福祉部健康福祉政策課で審査を受け、入札参加資格を有すると認められたもの。

3 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県健康福祉部健康福祉政策課情報・研修企画室情報企画班(熊本県庁行政棟新館 3 階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 7025
- (2) 入札説明書、仕様書、契約条項等の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
平成 14 年 7 月 12 日(金)から平成 14 年 7 月 22 日(月)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(ただし、県の休日を除く。)
 - イ 交付場所
3 の(1)に同じ。
- (3) 入札参加資格審査申請書及び入札保証金免除申請書の提出期間及び場所
 - ア 期間
平成 14 年 7 月 18 日(木)から平成 14 年 7 月 23 日(火)まで(ただし、県の休日を除く。)
 - イ 場所
3 の(1)に同じ。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成 14 年 7 月 17 日(水) 午後 2 時
 - イ 場所 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 入札室
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 14 年 7 月 29 日(月) 午後 2 時
 - イ 場所 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 入札室
- (6) 入札書の提出方法
3 の(5)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 の(1)記載の場所に、入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

4 その他

- (1) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札書に記載する金額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の(5)記載の入札日時までに納付すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、落札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を、本システムに係る契約締結日前日までに提出したとき。
- イ 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を、本システムに係る契約日前日までに提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 568 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 67 条第 1 項の規定により、事務所の所在地が確知できないため、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても、何ら申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

宅地建物取引業者

商号又は名称 有限会社黒髪不動産
代表者氏名 代表取締役 稲田 精一
免許証番号 熊本県知事（3）第 3535 号
免許年月日 平成 10 年 10 月 22 日

熊本県公告第 569 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達役務名及び数量
全庁 WAN 県外出先機関専用通信回線サービス 一式
- (2) 調達役務の内容等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 調達開始日 平成 14 年 11 月 1 日
- (4) 調達納入場所 熊本県庁他
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、当該調達役務の月額料金を記載すること。また、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者